

年税84号
平成31年1月23日

都道府県医師会 担当理事殿
郡市区医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之

地区医師会入会手続き時における医師国保組合への加入促進について
(協力依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、全国医師国民健康保険組合連合会(全医連)より、医師国民健康保険組合(医師国保)への加入促進についての要請がございました。

医師国保組合は、さまざまな加入条件はございますが、医師が自ら運営し、保険料を決定し、各種健診などの保健サービスを運営しており、医師にメリットの大きい公的医療保険制度と言えます。

医師国保組合への加入促進については、特に、地区医師会への入会手続き時における取り組みが一つのポイントになると考えられます。

各医師国保組合により、加入条件・加入手続きが異なりますので、各医師国保組合と地区医師会との一層の連携の上、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

参考資料 「医師国民健康保険組合(医師国保組合)に加入するには」
(全国医師国民健康保険組合連合会 Webサイトより抜粋)

医師国民健康保険組合（医師国保組合）に加入するには

（全国医師国民健康保険組合連合会 Web サイトより抜粋）

日本国内に居住する国民は、すべて何らかの健康保険に加入することが義務付けられています。これが国民皆保険制度です。

勤務医の皆様は「被用者保険」に入っていることが多く、常勤を離れた場合や開業された場合は、市町村国保に加入するのが一般的かと思います。ところが、市町村国保の保険料は前年度の収入によって決まることから、かなり高額な保険料になることが予測されます。そのようなときに、医師国保組合の存在を思い出してください。

また、これから開業される医師の皆様も、法人を設立される前に、医師国保組合にお入りください。法人設立後では医師国保組合には加入することができません。

医師国保組合は、医師およびその家族と従業員・家族のために設立された健康保険組合で、47 都道府県すべてにあります。各組合が行う保健事業は、人間ドックへの補助、各種検診、保養施設との提携など、さまざまです。医師による医師のための医師の健康保険組合に、あなたも加入しませんか。

各医師国保組合により、加入条件・加入手続きが少しずつ異なります。です

からここでは、【医師の場合】に限定し、ほぼ共通の加入条件や加入手続きの概略だけをご紹介します。加入を希望される方は、まずは、お住まいの都道府県医師国保組合にお問い合わせのうえ、お手続きをなさってください。

【医師の場合】

1. 都道府県医師会員であること。但し一部の県では、地区医師会員だけでも認める県がある。
2. 医療・介護を行う 5 人未満の個人事業所の開設者・管理者、またはその事業所の業務に従事している者。法人事業所は認められていません。
3. 当該県もしくは隣接県に居住していること（各都道府県によって住所範囲が相違）。
4. 75 歳未満であること。
5. 主な必要書類（各都道府県によって相違）
 - 国民健康保険被保険者資格取得届
 - 医師免許コピー
 - 県医師会の入会を証明するもの
 - 住民票
 - その他